

令和 8 年度若者の県内就職・定着促進総合支援事業業務委託
企画提案コンペに関する質問及び回答

質問1 セミナー参加の重複について

- ① 同一企業が(1)アおよび(2)アに該当するプログラム(セミナー2回+連続講座)の合計3つに参加することは可能でしょうか。また、その場合、それぞれの参加社数は、それぞれ1社ずつカウントしますでしょうか。
- ② これら3つのプログラム(セミナー2回+連続講座)を同日に連続して開催することは可能でしょうか

回答1

- ① 同一企業がセミナー、連続講座に重複して参加することは可能です。その場合、のべ参加企業数は1セミナー・講座参加につき1社とカウントします。
(セミナー2回+連続講座1セットに参加した企業があった場合、のべ参加企業数は3社とカウントします。)
- ② 4(1)ア～ウの終了後に4(2)のセミナーを実施していただくことを想定しておりましたが、同日に開催することを妨げるものではありませんので、効果的な方法をご提案ください。

質問2 連続講座(1セット3回以上)の定義について

- ① 同一企業内で、例えば経営者が1回、採用担当者が2回受講するなど、参加者が回ごとに異なることは問題ないでしょうか。また、同一企業から毎回複数名(例:2名)が参加した場合でも、参加社数のカウントは1社として扱う認識でよろしいでしょうか。
- ② 連続講座において、「参加回数が全回数の半分に満たない企業は実績数に含めない」とされていますが、やむを得ず当日欠席した企業に対して、後日アーカイブ動画の視聴や補講・課題提出等を実施した場合、それをもって「参加(出席)」とみなし、実績数に含める措置をとることは可能でしょうか。

回答2

- ① 連続講座について、回ごとに参加者が異なっても問題ありません。また、お見込みの通り、同一企業から複数名が参加した場合も、参加企業数は1社としてカウントします。
- ② アーカイブ動画の視聴等での参加形式も含めて、効果的な開催方法をご提案ください。

質問3 若年者向けインターンシップの対象者(定義)について

- ① 「学生等」は、大学生、短期大学生、高専生、進学先が決定した高校生と定義されていますが、専門学校生は対象に含まれるかご教示ください。
- ② 仕様書(または募集要領)にあります「進学先が決定した高等学校の生徒」という表現につきまして、具体的な定義をご教示ください。
 - ・ 大学等から既に合格通知を得ている状態を指すのでしょうか。
 - ・ あるいは、本人の進路希望(志望先)が確定している段階を指すのでしょうか

回答3

- ① 専門学校生であっても、受入企業側の承諾があればインターンシップ等に参加していただくことは可能です。ただし、参加学生等の人数にカウントすることはできません。
- ② 進学先に変更がないことがはっきりしていて、在学中の高等学校から参加許可が得られる者とします。

質問4 合同企業展形式での「のべ人数」のカウント方法について

若年者向けインターンシップに関して、1人が1企業を訪問する都度「1のべ人数」とカウントするとあり、合同企業展形式での開催も可とされています。例えば、合同企業展形式のイベント内で、1人の学生が1日のうちに5社のブースを訪問(取材等)した場合、実績として「のべ5人」とカウント可能という認識で相違ないでしょうか。

回答4

ご認識の通りです。ただし、単に訪問したというだけでなく、学生の主体的な聞き取り等の実施が確認できた場合のみ、1人とカウントすることとします。

質問5 インターンシップの取材・SNS発信について

持続的な情報発信の観点から、三重県が管理するアカウントでの発信が望ましいと考えております。その場合、現在運用されている「三重ではたらく! U・I ターン」Instagramに掲載されているインタビュー投稿のフォーマットを、継続して使用することは可能でしょうか。

回答5

現在のフォーマットをそのまま継続することは認められませんが、類似する投稿フォーマットをご提案いただくことを妨げるものではありません。効果的なコンテンツ及び発信媒体についてご提案ください。

質問6 委託料に算入できる経費処理について

- ① 若年求職者等への賃金・交通費等は対象外とされていますが、インターンシップやセミナー後のアンケート回収率向上を目的とした少額の謝礼(例:QUO カードやノベルティ等)については、委託費からの支出は可能でしょうか。
- ② 仕様書にて「交通費の支給は不可」とされておりますが、以下のケースにおける可否についてご教示ください。
 - ・ 各受入企業が用意したノベルティグッズ(ボールペン、クリアファイル等)を参加生徒へ配布すること
 - ・ 企業の実情を知る体験の一環として、社員食堂等で昼食を提供すること(費用は受入企業が負担)

回答6

- ① 「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」において、求職者に提供する物品(リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く)の購入は本事業の対象経費として認められていませんので、委託費からの支出はできません。
- ② 受託者ではなく各企業が実施する内容については、本事業の委託業務外になりますのでお答えしかねます。

質問7 「再委託」と「外注」の境界線について

本事業では「原則として再委託は認めない」とされていますが、例えば参加者募集のための「SNSターゲティング広告の運用代行」や、学生が取材した「コンテンツの制作(デザインや動画編集等)」の一部工程を専門業者に外注する場合も「再委託」に該当し、県からの事前の承諾手続きが必要になりますでしょうか。

回答7

専門業者等への外注も再委託にあたりますので、県の承諾が必要です。

質問8 個別の教育機関との連携について

本事業において、特定の学校と連携した独自の取り組みを行うことは可能でしょうか。(例:特定の大学研究室と連携し、ゼミ活動の一環として職場見学会を実施するなど)

回答8

独自の取り組みとしてご提案ください。